

新処理施設整備に伴う道路整備について

事業内容

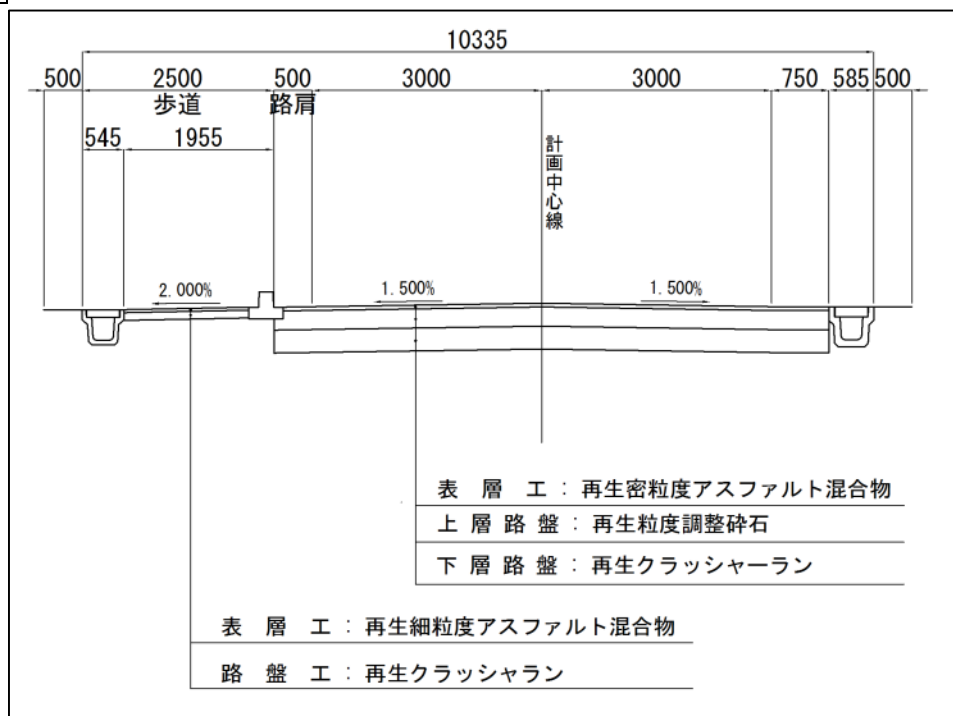
昨年度の地元住民説明会においていただいた意見等を踏まえ、霞台厚生施設への出入り車両が、受付時間前やピーク集中時においては敷地外へ及ぶこともあることから、一般車両や歩行者・自転車等の安全性や円滑性の向上を図ることを目的とし、新処理施設の稼働に合わせて、施設に接する南側の道路について改良を行います。

事業主体

新処理施設の整備運用に合わせて、所要の道路整備を実施し、構内の施設配置及び動線、滞留スペース、計量器とともに、一連で検討するため、霞台厚生施設組合が行います。

※先般の構成市町9月議会において、組合が道路整備の事業主体となるため、議会の議決を得て、4首長が県知事を訪問し、許可申請をいたします。

標準断面図



その他

道路改良とあわせて、搬入車両の増加に伴う対策として計画する主な内容

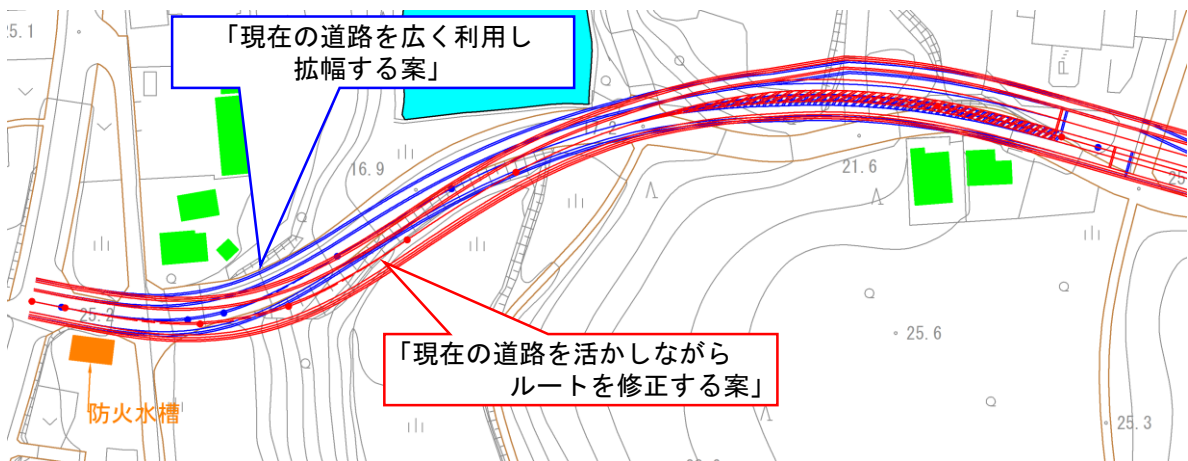
項目	現在	新施設
(構内) 計量器	1台 (行帰・片側交互運用)	3台 (専用レーン等増設)
(構内) 滞留スペース	20m	約250m
(構外) 専用進入レーン	無	50m

道路整備の考え方

道路整備は、現在よりも安全で円滑に通行ができるように配慮します。道路整備にあたっては、「現在の道路を広く利用し拡幅する案」と「現在の道路を活かしながらルートを修正する案」が考えられます。

道路整備案の比較

考え方	現在の道路を広く利用し拡幅する (下図青線)	現在の道路を活かしながらルートを修正する (下図赤線)
安全性	<ul style="list-style-type: none"> ・現況と同程度のきついカーブが残る <p style="text-align: center;">△ (制約)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・カーブが緩やかである <p style="text-align: center;">○</p>
利便性	<ul style="list-style-type: none"> ・右左折車線を設置することにより、利便性は向上する <p style="text-align: center;">○</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・右左折車線を設置することにより、利便性は向上する <p style="text-align: center;">○</p>
事業性 (工事期間)	<ul style="list-style-type: none"> ・工事のため車両通行止めが必要になる <p style="text-align: center;">△ (制約)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に交互通行により工事が可能 <p style="text-align: center;">○</p>
用地買収	<ul style="list-style-type: none"> ・現道を広く活用することにより、必要最小限の用地買収である <p style="text-align: center;">◎ (面積小)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・安全性向上のため、用地買収が広く必要になる <p style="text-align: center;">○</p>
事業費	<p style="text-align: center;">◎ (費用小)</p>	<p style="text-align: center;">○</p>
総合評価	<p style="text-align: center;">○</p>	<p style="text-align: center;">◎</p>



今後の進め方

今後は、測量により地形を調査し、「現在の道路を活かしながらルートを修正する案」を基本に検討を進めます。(今後の進め方は、「道路事業の進め方」をご覧ください)

計画平面図

・交通運用は、今後関係機関と協議を進めます

・施設出入口付近は、付加車線を設けます
・このため、道路全体の幅は広がります

・道路の幅員を広く、カーブも緩やかとし、歩道を設けます
・道路は建物をおかさないように配慮します
・現在の道路に滑らかに接続するように工夫します

・道路の幅員を広くし歩道も設けます
・カーブの数を減らして緩やかとし、見通しを良くします
・道路は建物やため池をおかさないように配慮します
・高低差は基準にあうように改良します

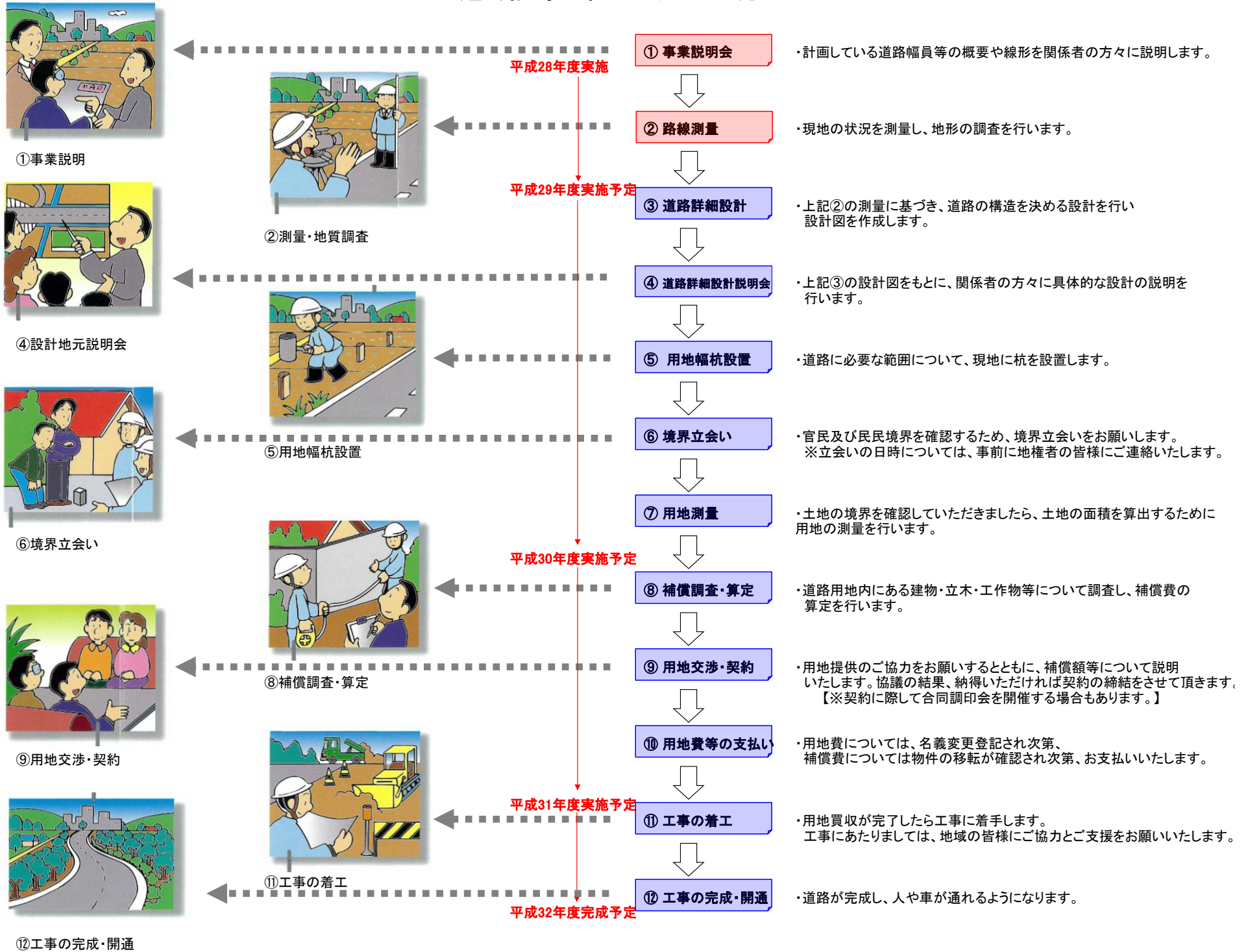
・道路の幅員を広くし、歩道も設けます
・道路は建物をおかさないように配慮します

凡例

■	: 家屋
■	: 池
■	: 施設等
■	: 現道

※本図面は現時点の計画図である。
今後、詳細測量や関係機関協議を実施するため、計画が変更となる可能性がある。

○ 道路事業の進め方 ○



①事業説明

②測量・地質調査

④設計地元説明会

⑤用地幅杭設置

⑥境界立会い

⑧補償調査・算定

⑨用地交渉・契約

⑪工事の着工

⑫工事の完成・開通